

令和7年度 住民活動応援補助金募集要項

町イメージアップ応援補助金

申請は5月1日から随時受付けています。

但し、申請事業が年度内に終了することが条件です。

★ホームページにも要項や申請書等を公開しています。

【ホームページ】

『栄町住民活動応援補助金』で検索、

もしくは右の二次元コードからアクセス



問合せ・申請書の提出先

くらし安全課 安全協働推進班

〒270-1592 栄町安食台1丁目2番

電話:0476-33-7710

E-メール:katsudou@town.sakae.chiba.jp

1 制度の概要

1. 目的

栄町のイメージアップを図る事業を応援するため、当該事業を行う団体に対し、予算の範囲内で町イメージアップ活動応援補助金を交付するものです

2. 住民活動について

◆住民活動とは、住民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動です。

- ① 地域課題に対し、その課題を解決するために住民が自ら考え、自らの意思で行う活動で営利を目的としないもの
- ② 自分や仲間のためではなく、社会や地域のための活動
- ③ 一過性の活動ではなく、継続性がある活動で町民誰もが参加できる、しやすい活動

◆公益性のある活動

不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う活動です。

<活動の一例>

- ① 花植え活動⇒地域のイメージアップを図るため町の公共施設及び町が管理する主要道路脇の植え込みや緑道への花植え活動
- ② 公共施設壁面アート、季節の飾りつけ、イルミネーション活動等

3. 申請できる団体

申請できる団体は、申請時点において次の全てを満たしている団体です。

- (1) 町内に在住、在勤又は在学する3人以上の者で構成されている団体
- (2) 活動の拠点が町内にある団体
- (3) 運営に関する規約、会則等を定めている団体
- (4) 政治、宗教又は営利を目的としない団体
- (5) 調査又は研究のみを目的としない団体
- (6) 栄町暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当する者がいない団体
- (7) 実施する事業に関し、他の補助金等の交付を受けていない団体

4. 補助対象となる事業

対象となる事業は、次の全てを満たしている事業です。

- (1)町内で実施する公益活動であること
- (2)令和8年3月31日までに完了する事業であること
- (3)構成員の親睦若しくは趣味又は特定の個人の利益を目的としないもの
- (4)事業の実施を伴わない調査又は研究のみを目的としないもの
- (5)国、地方公共団体から同一の事業に対して補助、助成等を受けていないもの

5. 補助金額

上限5万円

(経費を合計した額から補助事業による収入の額を控除した額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

6. 対象となる経費

項目	内 容
消耗品費	事務用品、材料費、種苗類、肥料
印刷製本費	募集案内、ポスター、資料等の印刷及び製本に要する経費
通信運搬費	切手、はがき等郵便料
燃料費	使用機械の燃料費
借上料	器具借上料、各種機材レンタル料等
保険料	傷害保険など
手数料	振込手数料、クリーニング代等
その他の経費	その他事業のために必要な経費で、町長が必要かつ適切と認めるもの

7. 対象とならない経費

- (1) 食料費
- (2) 記念品等に要する経費
- (3) 車両に要する燃料費
- (4) 経常的な運営に要する経費
- (5) 領収書その他の事業に要する経費を証する書類がない経費
- (6) その他町長が適切でないと認める経費

8. 提出書類

提出書類	様式
1 栄町補助金等交付申請書	第1号様式
(1)事業計画書	任意様式
(2)収支予算書	任意様式
(3)団体の定款、規約又は会則	任意様式
(4)構成員名簿	任意様式
(5)その他町長が必要と認める書類 ※活動内容がわかる会報や写真など (前年度に活動のあった団体に限る。)	任意様式
2 栄町補助金等変更交付申請書	第2号様式
3 栄町補助金等実績報告書	第7号様式
(1)栄町イメージアップ活動応援補助金事業実績調書	別記様式
(2)収支決算書	任意様式
4 栄町補助金等交付請求書	9号様式
5 栄町補助金等概算払(前金払)等交付申請書	10号様式

2 手続きの流れ



